

ID: 5416

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	再開発等促進区等内の高さ制限の緩和認定		
法令名 根拠条項	建築基準法第 68 条の 3 第 3 項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第68条の3（再開発等促進区等内の制限の緩和等）、建築基準法施行令第136条の2の6（再開発等促進区等内において高さの制限の緩和を受ける建築物の敷地面積の規模）の規定による			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日